四日市市告示第347号

四日市市税条例(平成16年四日市市条例第42号)第18条の2第1項の規定に基づき、平成28年4月25日付け四日市市告示第274号において、別に市長が定めることとされている期日を下記のとおりとする。

平成28年6月8日

四日市市長 田 中 俊 行

記

	対象となる申告等の期限		指定する期日
	平成28年度分の	第1期(平成28年6月30日に	平成28年 8月31日
1	普通徴収に係る	期限が到来するもの)	
	個人の市民税の納期限	第2期(平成28年8月31日に	平成28年10月31日
		期限が到来するもの)	
		第3期(平成28年10月31日に	平成28年11月30日
		期限が到来するもの)	
		第4期(平成29年1月31日に	平成29年 1月31日
		期限が到来するもの)	
2	平成28年度分の	第1期(平成28年5月2日に	平成28年 8月 1日
	固定資産税及び	期限が到来するもの)	
	都市計画税の納期限	第2期(平成28年8月1日に	平成28年 9月30日
		期限が到来するもの)	
		第3期(平成28年12月26日に	平成28年12月26日
		期限が到来するもの)	
		第4期(平成29年2月28日に	平成29年 2月28日
		期限が到来するもの)	
3	1項及び2項までに掲げる	平成28年4月14日から	
	期限以外の申告等の期限	平成28年7月31日までの間に	平成28年 8月 1日
		期限が到来するもの	

(財政経営部市民税課)